

議案第52号～第61号

令和元年 6 月 6 日

令和元年 6 月 定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 52 号	鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について……………	1
議案第 53 号	鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について ……………	3
議案第 54 号	鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例の一部改正について ……………	5
議案第 55 号	鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改 正について……………	7
議案第 56 号	鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について……………	10
議案第 57 号	鈴鹿市火災予防条例の一部改正について……………	12
議案第 58 号	指定管理者の指定について……………	14
議案第 59 号	指定管理者の指定について……………	15
議案第 60 号	指定管理者の指定について……………	16
議案第 61 号	相互救済事業の委託について……………	17

議案第 5 2 号

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

鈴鹿パーキングエリアスマートインターチェンジの名称が確定したことから、附属機関の名称等を改めるについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年鈴鹿市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表鈴鹿市新名神高速道路（仮称）鈴鹿 P A スマート I C 地区協議会の項中「鈴鹿市新名神高速道路（仮称）鈴鹿 P A スマート I C 地区協議会」を「鈴鹿市新名神高速道路鈴鹿 P A スマート I C 地区協議会」に，「新名神高速道路（仮称）鈴鹿パーキングエリアスマートインターチェンジ」を「新名神高速道路鈴鹿パーキングエリアスマートインターチェンジ」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 53 号

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬の額を改定するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第12号中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表第13号中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表第14号及び第15号中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表第16号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表第17号中「10,700円」を「10,900円」に、「5,350円」を「5,450円」に改め、同表第18号中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表第19号中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 4 号

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例の一部改正について
鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

三重県鈴鹿児童相談所の設置に伴い、鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の組織を改めるについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例（平成26年鈴鹿市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「三重県北勢児童相談所」を「三重県鈴鹿児童相談所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 5 号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

(別 紙)

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する基準等を改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鈴鹿市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 16 条第 2 項第 4 号中「，乳幼児」を「，利用乳幼児」に改め，「。附則第 2 条第 2 項において同じ」を削る。

第 37 条第 2 号中「（平成 24 年法律第 65 号）」を削る。

第 45 条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 3 条において「特

例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月6日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の基準を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鈴鹿市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鈴鹿市火災予防条例の一部改正について

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除の基準を改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

鈴鹿市火災予防条例（昭和 37 年鈴鹿市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6） 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和元年 6 月 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 鈴鹿市第 2 療育センター
所在地 鈴鹿市岡田町 7 0 1 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称，所在地及び代表者の氏名
名 称 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
所在地 鈴鹿市神戸地子町 3 8 3 番地の 1
代表者の氏名 会長 南条 和治
- 3 指定の期間
令和元年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて，地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，この議案を提出する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和元年 6 月 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 鈴鹿市第 1 療育センター
所在地 鈴鹿市西条五丁目 1 1 8 番地の 3
- 2 指定管理者となる団体の名称，所在地及び代表者の氏名
名 称 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
所在地 鈴鹿市神戸地子町 3 8 3 番地の 1
代表者の氏名 会長 南条 和治
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて，地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，この議案を提出する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和元年 6 月 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
名 称 ベルホーム
所在地 鈴鹿市江島町 3 4 4 7 番地の 5
- 2 指定管理者となる団体の名称，所在地及び代表者の氏名
名 称 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
所在地 鈴鹿市神戸地子町 3 8 3 番地の 1
代表者の氏名 会長 南条 和治
- 3 指定の期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて，地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，この議案を提出する。

相互救済事業の委託について

次のとおり相互救済事業を委託する。

令和元年 6 月 6 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事業名 | 火災，水災，震災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業 |
| 2 | 委託の相手方 | 東京都港区虎ノ門二丁目 3 番 1 7 号
公益社団法人全国公営住宅火災共済機構 |
| 3 | 対象となる財産 | 市が管理する市営住宅，小集落改良住宅及び共同施設 |
| 4 | 委託に伴う経費 | 毎年度予算で定める経費 |
| 5 | 委託開始日 | 令和元年 8 月 1 日 |

提案理由

災害による財産の損害に対する相互救済事業を委託するについて，地方自治法第 2 6 3 条の 2 第 1 項の規定により，この議案を提出する。